

高知県立療育福祉センターリハビリテーション部地域支援 実施要領

第1 目的

障害のある児童とその家族が、地域で安心して生活ができるように、療育福祉センターがその地域に出向き、関係諸機関と連携し、対象者のニーズに応じた具体的かつ専門的支援を行う。

第2 対象

1 リハビリ地域訪問

障害のある児童とその家族を支援する地域の関係機関（保育所・幼稚園・学校・市町村・福祉保健所など）を対象とする。

2 地域療育支援

障害のある児童とその家族を支援する地域の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等を対象とする。

第3 支援内容

1 リハビリ地域訪問

当センター職員が、保育所、幼稚園、学校、市町村役場など障害のある児童の身近な地域で支援を行う。

（1）障害状況に応じた介助方法、生活場面での工夫、機能維持のためのホームプログラムなどについて

（2）机、椅子、トイレの工夫や段差の解消など環境整備について

（3）車椅子、座位保持装置など補装具に関する相談について

2 地域療育支援

障害のある児童が、地域の医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等で専門的な支援が受けられるよう、当センター職員が関係機関と連携し、リハビリに関する相談及び症例検討を行うことで、地域で受けられる療育支援の充実を図る。

（1）リハビリ、ホームプログラム、補装具等に関すること

（2）症例検討

第4 訪問日（別紙参照）

1 リハビリ地域訪問 第2水曜日を基本とし、その他相談に応じて決定する。

2 地域療育支援 相談に応じて決定する。

第5 訪問職員

相談内容を確認し、当センターリハビリテーション部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から訪問職員を決定する。

第6 申込方法

1 リハビリ地域訪問

様式1「療育福祉センターリハビリ地域支援申込票①」及び、様式2「療育福祉センター申込票②」に希望する支援内容を記入のうえ、別紙記載の申し込み先へ申し込む。
申し込みは希望する日程の2週間前までとする。

2 地域療育支援

別紙記載の窓口へ連絡し、日程調整を行う。

様式1「療育福祉センターリハビリ地域支援申込票①」に希望する支援内容を記入のうえ、療育福祉センターへ申し込む。

申し込みは希望する日程の2週間前までとする。

※申し込みにあたり、保護者の了承を得ること。

※各様式は、療育福祉センターのホームページからもダウンロード可。

第7 その他

継続して対応が必要な場合は、市町村、福祉保健所等と協議し、別途対策を講じる。

第8 附則

この実施要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。